

消費者被害の防止について

振り込め詐欺等の発生件数は依然として高い状況にあり、北栄町でもはがきやメールによる架空請求事案が多数発生しています。

防災無線での放送や、町報への掲載により周知を行っていますが、各自治会においても、消費者被害の防止のため、注意喚起にご協力いただきますようお願いいたします。

また、消費生活相談員による出前講座を行っておりますので、ぜひご利用ください。

(参考)

中部消費生活センターに寄せられた相談の件数と内容の傾向（平成29年度）

平成29年度は相談件数が924件あり、平成28年年度と比べ16.4%増えています（うち北栄町126件で、前年度に比べて35.4%増）。また、全体の約半数の463件が、60歳以上の人からの相談で年々増加傾向です。

相談内容では、架空請求はがきに関する相談が一番多く、特に50～70歳代の女性から多く寄せられました。また、平成28年度と同様に全ての年代でアダルトサイトに関する相談が多く、引き続き注意が必要です。

実際に送られてきた架空請求はがきの例

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(●)●●● 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け届いておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年●月●日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関●丁目●番●号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-●●●-●●●●
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

訴訟になった場合は裁判所から通知が届く

契約先を明かさない

期日を短くして慌てさせる

内容を明かさない

公的機関のような名称を名乗る

プライバシー保護
とうたいながら
はがきで送付

目的は電話をかけさせること!

★絶対に連絡してはいけません。

問合せ先：住民生活課住民相談室（電話）37-5866

**SMSを用いて有料動画等の未納料金の名目で金銭を支払わせようとする
「アマゾン等をかたる架空請求」にご注意を！！**



消費者庁HPより

*SMSとはメールアドレスではなく携帯電話番号を宛先にして送受信するメッセージサービス。

消費生活相談員が 出前講座に伺います！

消費者被害の未然防止や消費生活に関する知識や情報の紹介を目的として、事例などを交え分かりやすくお話しします。団体や地域のグループの会議などでお集まりの際に、ぜひご利用ください。



【出前講座の内容例】

- 主 催：いきいきサロン
会 場：地区公民館
参加者：地域の高齢者（約20人）
時 間：午後1時半～午後2時半
演 題：『悪質商法には負けないぞ！』
内 容：①県内の相談状況
②最近の相談事例や勧誘手口の紹介
③寸劇（受講者参加型）
④クーリング・オフの説明とクイズ

DVD鑑賞やすごろく、替え歌（悪質商法撃退ソング）なども行います。また、民生児童委員や見守りボランティアなどを対象にした講座も行っております。

講座時間	1時間程度
講 師	消費生活相談員
日 時	月曜日～金曜日 午前10時～午後4時 (その他の日時をご希望の場合はご相談ください)
講 師 料	無料

※開催できる回数に限りがあります。
先着順になりますのでご了承ください。

申込み・問合せ先 ☎ 37-5866

北栄町役場 住民生活課 消費生活相談窓口